

長野工業高等専門学校ネーミングライツ事業規則

制 定 令和 7 年 11 月 27 日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるネーミングライツ事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、契約により、本校が法人、法人以外の団体又は法人等により構成された団体（以下「事業者等」という。）に本校の施設等の愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、将来にわたる新たな財源を確保し、本校の教育研究環境を向上させること及び施設等を有効活用することを目的とする。

(事業の基本原則)

第3条 本事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようしなければならない。

- 2 本校は、本事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 本校は、本事業を導入した施設等について、規則等に規定する名称は変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく規則等に規定する名称を使用するものとする。

(募集)

第4条 本事業の実施に当たっては、次に掲げるところにより、原則として公募によるものとする。

- 一 募集については、ホームページ等により広く行うものとする。
- 二 ネーミングライツ料、命名権を付与する期間及びその他本事業に必要な事項については、対象となる施設等ごとの募集要項において定める。

(応募)

第5条 本事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとする。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 三 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 四 社会問題をおこしているもの
- 五 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項の規定による貸金業を行うもの（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
- 六 賭け事に係わる業種に属する事業を行うもの
- 七 銃砲刀剣類その他の危険物に関する事業を行うもの
- 八 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれに類する取引に関する事業を行うもの
- 九 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関する事業を行うもの
- 十 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体
- 十一 宗教法人法（昭和 26 年法律第 125 号）第 2 条に規定する宗教団体
- 十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者
- 十三 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- 十四 国税、地方税等を滞納しているもの
- 十五 前各号によるもののほか、ネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

2 本事業に応募する事業者等は、申込書に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

- 一 事業者等の概要を記載した書類
- 二 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- 三 事業者等の登記事項証明書（発行 3 ヶ月以内のもの）
- 四 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- 五 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- 六 その他募集要項において必要とする書類

（使用できない愛称）

第 6 条 ネーミングライツパートナーは、次に掲げる愛称は使用することができない。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 三 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- 四 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの

- 五 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- 六 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- 七 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 八 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの
- 十 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- 十一 酒の広告や飲酒を促すもの
- 十二 たばこの広告や喫煙を促すもの
- 十三 社会問題の主義及び主張に関するもの
- 十四 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- 十五 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- 十六 本校の名誉又は信用を損なうおそれのあるもの
- 十七 その他表記する愛称として適当でないと認められるもの

(審査機関)

第7条 ネーミングライツパートナーの選定、命名する愛称、ネーミングライツ料、命名権の付与期間及びその他必要な審査は、ネーミングライツ事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査する。

2 選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(決定及び通知)

第8条 校長は、選定委員会の審査及び執行会議の議を経てネーミングライツパートナー及び愛称等を決定するものとする。

2 校長は、応募者に対し、採否結果を通知するものとする。

(契約)

第9条 校長は、ネーミングライツパートナーの決定通知後、採用決定者との契約を締結するものとする。

(費用負担)

第10条 本事業に係る施設の愛称及びサインの設置及び変更に係る経費についてはネーミングライツパートナーが負担するものとする。

2 契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第11条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料を指定された期日ま

でに本校が指定する口座へ年度毎に一括で納入しなければならない。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 校長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツパートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(契約の更新)

第 12 条 ネーミングライツパートナーは、期間の更新の申出を行うことができる。

2 前項の申出は、契約期間満了日の 6 カ月前までに、申出書に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

一 事業者等の登記事項証明書（変更がある場合）

二 前年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

三 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

3 校長は、前項に規定する書類の提出があったときは、当初募集した期間の範囲内において、原則 1 回に限り期間の更新を行うことができる。

(愛称変更の禁止)

第 13 条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、校長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(ネーミングライツパートナーの責務)

第 14 条 ネーミングライツパートナーは、愛称等に関する一切の責任を負うものとする。

2 ネーミングライツパートナーは、愛称の付与にあたり、第三者の権利を侵害してはならない。

3 ネーミングライツパートナーは、愛称等に関する苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーの都合により、本事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。この場合において、ネーミングライツパートナーは本校に対して違約金を支払うものとし、違約金の額は本校とネーミングライツパートナーとの間で協議の上、決定する。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、解除を希望する日が属する月の 3 カ月前までに校長に申し出なければならない。

(命名権の取消し)

第 16 条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消す

ことができる。

- 一 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき
- 二 ネーミングライツパートナーが、法令に違反し、又はそのおそれがあるとき
- 三 ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- 四 ネーミングライツパートナーが第5条第1項に規定する応募資格を満たさなくなったとき
- 五 ネーミングライツパートナーが、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続開始の申立てを行ったとき
- 六 本校の都合により、又は双方の責めに帰さない事由により、対象施設等を取り壊し、使用不可又は維持管理が困難となったとき
- 七 前条の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申し出があつたとき
- 八 その他校長が命名権の決定を取り消すことを必要と認めるとき

2 校長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、ネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定により命名権の付与を取り消した場合、第11条の規定により既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。ただし、第1項第六号の規定により命名権の付与を取り消した場合はこの限りではない。

(事務)

第17条 本事業に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (令和7年11月27日 制定)

この規則は、令和7年11月27日から施行する。